

No.	公募要領 大項目	公募要領 中項目	質問事項	回答
1	2. 応募要件	(1)応募企業又は団体関連	本社・本店は県内に登録していないのですが、支店としては県内に登録している事業所があります。応募の対象となりますか。	対象外です。 登記簿上、沖縄県内での本店登録住所が県内であると確認する必要があります。
2	2. 応募要件	(1)応募企業又は団体関連	申請法人で医療法人や一般社団法人は含まれますか。	含まれます。 公益法人等についてはご相談ください。
3	2. 応募要件	(1)応募企業又は団体関連	創業、設立から3年未満は申請対象外とありますが、3年目の場合は応募対象ですか。	対象外です。 申請時点で直近3年度の営業実績を有する必要があります。
4	2. 応募要件	(1)応募企業又は団体関連	グループ会社内で連携して取組む場合（本社の情報システム部が関連会社をサポートするケース等）、グループ内複数社が申請者になるのでしょうか。また、財務状況の報告対象は、当該複数社分が対象になるのでしょうか。	DXに取組む主たる企業を申請者とし、同社の単独決算を元に申請してください。（本社の情報システム部が関連会社をサポートするケースの場合は、関連会社を申請者とする）
5	2. 応募要件	(1)応募企業又は団体関連	グループ会社において、過年度に同グループ内企業が採択され支援を受けた場合でも、グループ内他関連会社であれば応募対象になりますか。	応募対象になりません。
6	2. 応募要件	(1)応募企業又は団体関連	申請者が、県内に離島を含め複数の拠点をもち、それぞれで市町村民税を納めている場合、納税しているすべての市町村より納税証明を取得しなければなりませんか。	提出いただく納税証明書は以下の通りです。本社及び支店の所在地の税務署・県税事務所より取得の上、提出願います。 ・ [国税] 法人税及び消費税（納税証明書「その3の3」）：本店（本社）所在地の税務署が発行するもの ・ [県税] 法人県民税、法人事業税：沖縄県税事務所が発行するもの ※法人市町村民税の提出は不要です
7	2. 応募要件	(1)応募企業又は団体関連	3つのコースに全て応募してもよいですか。	いずれか1つのコースのみ応募可能です。
8	2. 応募要件	(3)連携ITベンダー関連	情報通信事業者、ベンダーの紹介、マッチングをサポートしていただけるのでしょうか。	連携ITベンダーとのマッチングについては、マッチングとその後の申請内容調整にかなりの日数を要すると想定されます。ご希望があれば、ISCOにてマッチングサポートはいたしますが、公募期間内にマッチングが完了しない、または計画に落とし込めずに申請書作成・提出が間に合わない可能性もありますので、ご注意ください。 なお、事務局からのベンダー紹介は行っていません。
9	2. 応募要件	(3)連携ITベンダー関連	弊社は連携ITベンダーですが、複数社から本事業の相談がある。ITベンダー1社が連携する補助事業者の数について、制限はありますか。	特に制限はありません。 ただし、補助事業者それぞれに担当者およびエンジニアを配置するなど、計画された取組みを遂行できる体制を有している必要があります。

10	2. 応募要件	(3)連携ITベンダー関連	複数の事業を営んでいるが、自社が「情報通信企業」に該当するか確認したいです。	「連携する県内情報通信企業」に該当するかどうかについては、以下の事項を踏まえて判断します。ご確認のうえ、必要に応じてご相談ください。 ・登録簿謄本にある事業目的の記載に、情報通信業またはそれに類するものがあるか。 ・主な事業内容 ・直近3期分の売上高において、情報通信業が占める比率等
11	2. 応募要件	(3)連携ITベンダー関連	連携ITベンダーが、システム開発業務の一部を、他のIT事業者（県内、県外または海外含む）に、外注または再委託することは可能でしょうか。	連携ITベンダーである県内IT事業者が、システム開発業務の一部を外部他社（県内、県外または海外含む）へ外注または再委託することは制限しませんが、業務の主たる部分を再委託するなど、本事業の趣旨にそぐわないと判断されるような場合は不可とします。
12	2. 応募要件	(3)連携ITベンダー関連	社内に情報システム部門があり、その担当者によるシステム構築を考えています。それでも外部ITベンダーとの連携は必須でしょうか。	必須です。
13	3. 事業の具体的な内容	(1)補助対象期間について	今後数年にわたるDX推進計画を立てていますが、来年度以降の取組に対する経費も補助対象になりますか。	補助対象外です。 申請するDX推進計画としては、今後数年以上にわたるの中長期計画をたてていただくことにはなりますが、補助対象となるのは、本年度の交付決定日から令和9年2月28日までに終了できる取組みに対する経費のみとなります。
14	3. 事業の具体的な内容	(5)補助対象経費関連	DX事業計画内で計画された営業活動に係る旅費（航空運賃、宿泊費、電車代等）や、広報活動の広告費用も対象となりますか。	補助対象外です。 本事業で対象となる経費は以下です。 ・人件費 ・ソフトウェア導入費 ・クラウドサービス利用費 ・システム構築費 ・機器等リース料 ・データ購入費、加工費
15	3. 事業の具体的な内容	(5)補助対象経費関連	補助事業期間は「交付決定日から令和9年2月28日まで」とのことですが、補助事業期間を超えて利用を契約したシステム等の経費は補助されるのでしょうか。	補助事業期間を超える経費は補助対象外です。 補助事業期間内に実行が開始された、事業期間を超える契約等については、その契約金額を、契約期間に対する補助対象期間の占める割合（日数など）で按分するなどして算出していただくこととなります。 なお、補助対象予定のタスクに関しては、交付決定日から令和9年2月28日までに、契約・納品・検収・請求・支払いまでを全て完了している必要がありますので、ご注意ください。
16	3. 事業の具体的な内容	(5)補助対象経費関連	導入するシステムについて、パッケージシステムの購入ではなくサブスクリプション（定額制）で利用する場合も、補助対象経費として認められますか。	認められます。 事業期間内（交付決定日から令和9年2月28日まで）における、当該サブスクリプションの実際の活用期間の費用は補助対象です。 なお、年間契約の場合は、月割りまたは日割り計算にて、補助対象経費分の費用を算出します。ただし、利用するサービスの内容によっては、非適用となる場合もありますので、必ず事務局に相談してください。
17	3. 事業の具体的な内容	(5)補助対象経費関連	クラウドサービス利用料も対象とありますが、何か月分まで対象ですか。	補助対象期間のみが対象となりますので、交付決定日以降で、実際に利用を始めた日から令和9年2月28日までの発生料金（支払まで完了した分）が対象となります。

18	3. 事業の具体的な内容	(5)補助対象経費関連	応募時点で既に契約済のクラウドサービス利用料も、補助対象となりますか。	従来のクラウドサービス利用内容の継続利用であれば、補助対象外です。 ただし、本事業の開始に合わせて、同サービスのオプション機能として新規追加されるもので、かつ従来のサービス料金との追加料金の切り分けが明確にできるものだけに限り、補助対象として認められます。
19	3. 事業の具体的な内容	(5)補助対象経費関連	複数のクラウドサービスを利用して、活用しようとしているが、複数の利用料も補助対象となりますか。	複数のクラウドサービス利用料も、補助対象になります。
20	3. 事業の具体的な内容	(5)補助対象経費関連	DX化を踏まえて、必要不可欠な通信機器の購入を検討しています。購入費用は補助対象になりますか。	物品の購入費は一律補助対象外です。計画上必要な物品の購入は、全て申請者による負担となります。 なお、本事業の遂行に必要な物品に関しては、リース費用が補助対象となるケースもありますが、本事業以外にも活用できる（汎用性の高い）物品に関しては、やはり補助対象外となります。 個々の具体的な物品に関しての対象可否判断は、事務局スタッフへ個別にお問い合わせください。
21	3. 事業の具体的な内容	(5)補助対象経費関連	複数のツールを導入する場合、複数共に補助対象になりますか。	ツール数の制限はありません。申請した取組に必要なであれば、複数のツール共に、補助対象経費として認められます。
22	3. 事業の具体的な内容	(5)補助対象経費関連	総事業費に各コースの補助率をかけた金額が、補助上限額を超える場合、応募対象外になりますか。（例：コース②DX推進型に応募を検討しているが、総事業費が2,000万円で、当該金額の9割が1,800万円となる。）	応募可能です。 補助上限額（コース①8,000千円、コース②10,000千円、コース③10,000千円）を超える分については、自社でご負担頂ければ応募できます。
23	3. 事業の具体的な内容	(5)補助対象経費関連	事業計画は、何をゴールとして設定すればよいでしょうか。 本年度内という短い期間で、新サービスの実証・展開や経営変革までのすべてを完了しなければなりません。	本年度内に、DX計画全体のベースとなる「デジタルツールの導入または開発」の実装段階まで完了するような計画であれば結構です。新サービスの実証・展開や経営変革等の中長期的計画については、補助期間終了後に継続して取り組んでください。 ただし、本事業の申請段階で、本年度の取組みとして、実証等の段階まで踏み込んだ内容が提示されている場合は、その達成がゴールとみなされますので、ご注意ください。
24	3. 事業の具体的な内容	(5)補助対象経費関連	県外にも拠点があり、開発するシステムを県外拠点でも利用していく場合、補助対象になりますか。	開発したシステムを県外拠点でも利用していく場合も、補助対象となります。
25	3. 事業の具体的な内容	(5)補助対象経費関連	WEBマーケティングに関わる費用（クリエイティブ制作費・SNS広告費・広告運用コンサル費など）も補助対象となりますか。	補助対象外です。
26	3. 事業の具体的な内容	(5)補助対象経費関連	補助対象経費（1）人件費の対象者の範囲はどこまでですか。	申請事業者が直接雇用し、本事業に直接従事する方が対象です。
27	3. 事業の具体的な内容	(5)補助対象経費関連	ツールを導入した際に、社内研修を予定しています。そこで参加する従業員の人件費も対象ですか。	対象です。 ただし、申請時に対象者として計上している場合に限りです。

28	3. 事業の具体的な内容	(5)補助対象経費関連	連携ITベンダーによるコンサルティング費は補助対象となりますか。	<p>補助対象外です。</p> <p>本事業については、外部コンサルティングの件費を対象外としています。このため、経営・業務改善、DX推進、IT導入、データ活用等に関する助言・相談対応、調査・分析、方針策定、業務課題整理、伴走支援、PMO業務などを名称の如何を問わず外部開発費として計上された場合は、補助対象外となります。</p> <p>本事業においては、事前に計画され、方針が定められた応募案件のシステム構築・導入にあたり、直接必要となる要件定義、設計・開発・設定、テスト・データ移行・操作説明等について、作業内容、成果物、工数及び単価が明確で、補助対象経費としての妥当性が確認できる場合に限り、システム構築費等として対象とすることができます。</p> <p>※ 「〇〇一式」等、内容・成果物・工数・単価が不明確なものは補助対象外となります。</p> <p>※ 当該補助にかかる県への申請書類・報告書類の作成支援や、県及び事務局との進捗状況等の説明・会議参加に係る費用については、見積りに計上することができません。</p>
29	5. 応募書類等	(1)応募書類 ①申請書類 イ計画書 ③具体的な取組内容	事業期間内（令和9年2月28日まで）に完了できない計画でも、申請可能でしょうか。（例えば、ソフトウェア開発の完了予定日が翌年になる場合など）	<p>申請不可です。</p> <p>契約締結、納品、検収、支払いまでの全てを、補助期間内に完了する必要があります。</p>
30	5. 応募書類等	(1)応募書類 ①申請書類 イ計画書 ③具体的な取組内容	DXはトライアンドエラーで進めていくケースが多いと考えております。本事業の採択後、トライアンドエラーで進めていった結果、当初の事業計画と、最後の事業報告に、取組内容等で違いが出てよいのでしょうか。	<p>当初計画及び目的に沿って、実施していただくことが原則となります。事情により、多少の変更等について相談は可能ですが、大幅な変更となった場合は、中間または確定検査等で補助対象外と判断される可能性があります。計画立案時に入念な検討を行った上で、ご応募下さい。</p>
31	5. 応募書類等	(1)応募書類 ①申請書類 ウプレゼンテーション資料	資料提出について、応募申請時に二次審査プレゼンテーション用の資料も提出とありますが、応募申請後に、プレゼン資料の変更等は可能ですか。	<p>応募申請後の変更は不可です。</p>
32	5. 応募書類等	(1)応募書類 ②添付書類 vi積算根拠資料（文言変更予定）	相見積書は、県外のIT企業から入手したものでよいですか。	<p>不可です。</p> <p>相見積も県内ITベンダーからの取得が必要です。ただし、技術的にどうしても県内ITベンダーの相見積もりが取れない場合は、「選定理由書」にその旨を記載して提出をお願いします。</p>
33	6. 補助事業者の選定方法	(4)留意事項	他の補助金を受けている、または申請中の場合、この補助金も並行して受けられますか。	<p>補助対象内容や経費が明確に分けることができれば、本補助金も受けられます。</p>
34	7. 補助事業の開始	(5)事業の終了	事業終了後5年間の報告が必須となっているようですが、応募時からの計画変更や目標値未達の場合、ペナルティは発生しますか。	<p>必ずしもペナルティが発生するものではありません。</p> <p>事業計画の変更や目標値未達が生じた場合には、その理由や経緯、事業の実施状況等を踏まえ、個別に判断されます。</p> <p>一方で、補助金は公金であることから、適正な事業実施が求められます。虚偽の報告や不適切な事業運営等が認められた場合には、補助金の交付決定の取消しや返還を求める場合があります。当初計画から大きな変更が見込まれる場合には、事前に速やかに県へご相談ください。</p>
35	7. 補助事業の開始	(5)事業の終了	補助事業で開発したサービス・製品の事業化にあたり、商標・特許登録をしたいと考えております。登録にかかる費用も補助対象とすることは可能でしょうか。	<p>補助対象外です。</p>

36	5. 応募書類等	(1)応募書類 ①申請書類 イ計画書	補助金を活用して採用した社員を、他の事業の業務も兼任させたいと考えてます。可能でしょうか。	可能です。 但し、本補助金事業以外の業務に従事した経費は、本補助金の対象外です。
37	5. 応募書類等	(1)応募書類 ①申請書類 イ計画書	人件費の計上について。当社は人員のリソースが限られている為、社外の方と業務提携契約を結び当社の業務遂行にあたって頂いてます。そのような方も事業従事者として登録することは可能でしょうか。	不可です。 人件費を本補助事業の対象経費として計上できるのは、事業者と雇用関係にある方のみです。今回のケースでは当該従業員と貴社との間に雇用関係がないため、事業従事者として登録することはできません。
38	5. 応募書類等	(1)応募書類 ①申請書類 イ計画書	ビジネスネームの使用は可能でしょうか。	可能です。 別途、ビジネスネーム利用申請書（様式あり）を提出ください。